

ウッド・サポート5000のご案内

— 木材安定供給保証 皆様の協定取引をお手伝いします —

独立行政法人 農林漁業信用基金

◇協定等を締結して木材の安定的な取引(国有林のシステム販売を含みます。)を行っていく上で必要な運転資金を保証します。

- ・立木の購入資金など、素材の生産のために必要な資金
- ・素材の購入資金など、木材・木製品の製造のために必要な資金
- ・木材の卸売に必要な資金

平成27年4月から、素材生産資金と木材・木製品製造資金に「組合転貸」「組合共同購入」の場合を追加しました。

◇無担保・別枠で5,000万円まで保証します。保証割合は80%です。

◇保証対象者は、以下の要件を満たす個人・法人ですが、最終的な保証引受は基金の審査によることとします。

- ・木材の安定供給に関する協定等に参画していること
- ・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過になっていても改善の見込みがあること
- ・融資機関借入金に延滞がないこと
- ・融資機関借入金総額が原則として年商以内であること
- ・原則として直近3期連続営業利益を計上していること

※ 木材卸売業者の方は合理化計画の認定が必要です。

◇保証料率は、0.15%～1.35%です。

◇基金の保証をご利用いただくには出資金が必要です。(1口1万円) ※必要出資額は保証額を概ね40～45倍(都道府県で異なる)で除した額

◇受付は、平成26年10月1日～平成28年3月31日までです。

保証にあたってのさらに詳しい内容については、当基金へお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課
住所:東京都千代田区内神田一丁目一番十二号(コープビル)
電話:03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)